

教員免許更新制の存続を求める意見書

教育職員免許法の改正により平成21年4月1日から教員免許の更新制度が導入された。教員免許更新制は、その時々で教員として資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもので、制度導入に当たっては、教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まった。

しかしながら、政府は昨年10月に教員免許更新制の抜本見直しを表明し、現行制度の効果等を検証し、新たな教員免許制度の内容及び移行方針を具体化する中で、現在の教員免許更新制のあり方についても結論を得るとしている。

教員免許更新制度は、本格実施から一年も経っておらず、成果や課題の分析もこれからという段階での抜本見直しは早計に過ぎる。また、教員免許更新制に代わる教員の資質向上策として、教員の育成課程を6年制（修士）とする制度の創設等の検討が始められているが、改革の方向性は依然として不透明で、拙速な制度改正は教育現場の混乱を招くおそれがある。

よって、国においては、質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるため教員免許更新制度を存続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日

徳島県議会議長 藤 田 豊